

建設工事における等級別登録制度（ランク制）Q & A

Q 1 本制度を導入する目的や背景は？

A 1 公共工事の入札について、昨今の社会情勢下では地域の実情を踏まえた社会性などを加味して発注する自治体が増えています。
また、併せて、工事品質の高い業者を適切に評価することで「建設業会の健全な競争や発展に繋がる」という考えのもと、本制度を導入することとなりました。

-----以下の申請は終了しました-----

Q 2 制度の試行にあたり、何をいつまでに申請すればいいのですか？

A 2 具体的には、以下の3つの申請となります。

発注者別評価のうち協力雇用主の点数を希望する場合

申請期間：令和4年11月1日から12月31日まで

申請書類：協力雇用主登録に関する証明書

工事成績と除排雪契約の点数については福井市で加点するため、申請の必要はありません。

残留措置を希望する場合（別紙「残留措置基準」参照）

申請期間：令和5年2月1日から4月28日まで

申請書類：残留措置適用申請書

登録工種の追加を希望する場合

令和5年5月1日より、建設業許可を取得してから3年以上経過していない工種でも名簿に登録ができます。ただし、登録には経営事項審査（以下「経審」という。）の平均完工高が500万円以上必要です。

申請期間：令和5年2月1日から4月28日まで

申請書類：変更届（入札参加資格申請書記載事項変更届）、建設業許可証明書、
経審事項審査結果通知書、専任技術者証明書又は一覧表
変更届以外はコピー可

【注意事項】

- ・ ~ の申請について、窓口の場合は市の休日（土・日・祝日及び12月29日～31日）は受付できません。
平日の8時30分から17時までにご持参ください。
- ・ 郵送の場合は、当該提出期間内の消印があるものに限り、受け付けます。

Q 3 Q 2 のいずれも希望しない場合は？

A 3 特に申請の必要はありません。現在の登録情報()及び発注者別評価点を基に格付けを行い、令和 5・6 年度名簿に登録されます。ただし、これまで 1 年に一度申請していただいていた「福井市建設工事競争入札参加資格審査申請」については、名簿の有効期限が 2023/4/30 までとなっている事業者様のみ、これまで通りの申請をしてください。名簿の有効期限が 2023/5/1 以降の事業者様は、申請の必要はありません。(名簿については「入札の広場」に掲載しています。)

経審の審査基準日が令和 3 年 10 月 1 日～令和 4 年 9 月 30 日となっているもの

Q 4 令和 5・6 年度名簿適用期間(令和 5 年 5 月 1 日～令和 7 年 4 月 30 日)の間に、経審の更新により総合評定値や完工高が変わった場合の取り扱いは？

A 4 令和 5・6 年度名簿は原則 2 年間固定となります。

ただし、格付け基準に示す平均完工高を満たさなくなった場合は、下位等級の格付け申請をすることができます。下記の追加申請受付期間中に、変更届をご提出ください。

上位等級の格付け申請をすることはできません。

申請期間	名簿適用開始日
5 月	8 月
8 月	11 月
11 月	翌年 2 月
2 月	5 月

例えば、8 月中にご申請いただいた場合は
11 月 1 日以降の名簿に適用されます

【注意事項】

- ・窓口の場合は市の休日(土・日・祝日及び 12 月 29 日～31 日)は受付できません。平日の 8 時 30 分から 17 時までにご持参ください。
- ・郵送の場合は、当該提出期間内の消印があるものに限り、受付可能です。

Q 5 工事成績はいつ公表されますか？

A 5 7 月に「前年度下半期分」を、1 月に「当年度上半期分」を公表します。

Q 6 自社の等級を確認したい。

Q 6 福井市ホームページ入札の広場に掲載してある「入札参加資格者名簿」をご確認ください。

Q 7 経審の更新で工種が追加となったため、追加登録の申請をしたい。

Q 7 変更届(入札参加資格申請書記載事項変更届)、経審事項審査結果通知書、専任技

術者証明書又は一覧表を提出することにより、追加登録が可能です。ただし、受付期間はQ 4 に示す期間となっておりますので、ご注意ください。

- Q 8 建設業の許可区分が一般から特定になった場合、当該案件の入札参加は可能か。
- Q 8 可能です。特定の許可証はあるが、経審結果通知では一般となっている場合、事後審査の際に最新の経審と併せて特定の許可証をご提出ください。
- また、Q 4 に示す申請期間にて、変更届（入札参加資格申請書記載事項変更届）、経審事項審査結果通知書（ ）、特定の許可証を提出してください。
- 経審が一般となっている場合は提出不要

- Q 9 公表されている名簿の内容が最新の経審結果と異なっているのはなぜか。
- Q 9 Q 4 にて示すとおり、名簿は原則 2 年間固定となります。そのため、公表されている名簿の経審に係る情報は、基本的には審査基準日(令和 5・6 年度名簿の場合は令和 4 年 10 月 1 日)時点のものとなっております。
- ただし、Q 4 や Q 7 等に示す申請をした場合は、当該申請に関係する部分のみ、最新の情報となっている場合があります。